

令和 7 年度芽室高校との意見交換会実施要領（案）

1 目 的

生徒との意見交換を通じて「地方自治の担い手意識の醸成」、「議会活動の認知度向上」、「まちづくりに関心を持ち参加する機会」とする。

2 事業の根拠

- (1) 芽室町自治基本条例第 3 条第 6 号（議会と議員活動の原則）
- (2) 芽室町議会基本条例第 2 条第 4 項（基本理念）
- (3) 芽室町議会基本条例第 8 条第 1 項（町民参加及び町民との連携）

3 日 程 12 月 18 日（木）15 時 30 分～16 時 30 分

4 場 所 芽室高校（会議室）

5 テーマ 検討中

6 参加者

- (1) 高 校 新聞局員及び生徒会役員から選考
- (2) 議 会 6 名（予定／昨年実績）
（総務経済常任委員会 2 名／厚生文教常任委員会 2 名／議会運営委員会 2 名）

7 事業の留意事項

- (1) グループワークの内容については学校側と協議の上で決定とする。
- (2) グループワークの進行(ファシリテーター)は議会の役割とする。
- (3) 開催後に生徒及び議員に対するアンケート(Google forms)を実施する。